子どもの権利が守られる社会を目指す

# 滋賀県

# 子と"も基本条例





# \子どもの権利、知っていますか?/

すべての子どもには、自分らしく幸せに生き、 健やかに成長するための大切な権利があります。

# 子どもの権利条約

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、 1989年に国連総会において採択されました。 世界196の国と地域が締約し、日本は1994年に批准しました。

#### ました。 1994年に批准しました。

### 内容

- 子どもを「権利をもつ主体」と位置づけ、おとなと同様に ひとりの人間としての人権を認めています。
- 成長の過程にある子どもには、特別な保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。

### 条約の4つの原則

□ 差別の禁止	□ 子どもの最善の利益
□ 生命、生存及び発達に対する権利	□ 子どもの意見の尊重

それぞれ、条文に書かれた権利であるとともに、すべての子どもの権利の実現を考えるときに、 あわせて考えることが大切な「原則」とされています。 これらは、日本で2023年に施行された「こども基本法」にも取り入れられました。

### 滋賀県子ども基本条例

滋賀県では、「子どもの権利条約」、「こども基本法」を踏まえて、「滋賀県子ども基本条例」を制定し、2025年4月1日に施行しました。

#### 目的

子どもの権利が守られ、すべての子どもが 心身ともに健やかに安心して成長することが できる社会の実現を目指します。

#### 制定までの経過

条例の検討会議には、子ども・子育てに関係する仕事をしているおとなだけでなく、高校生や大学生にも参加してもらいました。また、2023年に実施したアンケート結果(回答者:県内1万人超の小学生~大学生)も反映しています。



# ∖条例の目的にある、子どもの権利とは?/

## 子どもがもっている大切な権利

# 生きる権利

命が守られ、健康で安全に暮らすことができます。

- 安全な住まいが確保され、十分な食事をとることができます。
- 必要な医療を受けることができます。

## 育つ 権利

教育を受けたり、遊んだり、休んだりして、自分の力を 十分に伸ばしながら成長することができます。

● 考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができます。

### 守られる 権利

暴力を受けたり、一方的に権利が奪われたり しないよう守られます。

- 人との違いなどを理由に差別されません。
- あらゆる種類の虐待や搾取、有害な労働などから守られます。

### 参加する <sub>権利</sub>

自分に関わることについて自由に意見を表したり、仲間と団体をつくって活動したりすることができます。

- 自分の考えや思いが大切にされます。
- 仲間と一緒に社会の一員として活動することができます。



他にもさまざまな権利があります。



子どもの権利をしっかりと理解し、子どもに寄り添いながら、 その健やかな成長を支えていきましょう。 子どもが自分の権利を大切にし、他者の権利も尊重できるよう、 おとながわかりやすく伝えていきましょう。

# 基本理念

子どもの権利が守られる社会をつくるために、 「何を大切にするのか」を定めています。



- 子どもの権利が守られる社会づくりは、 次のことを意識して進めていくことが大切です。 これらは、「子どもの権利条約」の4つの原則をもとにしています。
  - 子どもは差別を受けない権利があること すべての子どもは、個人として尊重され、基本的人権が保障されるとともに、 差別的な扱いを受けない権利をもつ
  - 子どもは大切に育てられる権利があること すべての子どもは、福祉に関する権利(適切に養育されること、生活を保障されること、愛され 保護されること、健やかな成長・発達・自立が図られることなど)や、教育を受ける権利をもつ
  - 子どもは自由に意見を表す権利があること すべての子どもは、自分に関わるすべてのことについて意見を表明する権利や、 多様な社会的活動に参画する権利をもつ
  - 子どもの最善の利益を考えること すべての子どもは、年齢や一人ひとりの発達段階に応じて意見が尊重されるとともに、 子どもにとって何が最もよいかが優先して考慮される
- **2** 子どもの権利が守られる社会をつくるために、 次のことを進めていくことが大切です。
  - 子どもが他者の権利を尊重しながら、 共に社会をつくっていけるようにすること

すべての子どもが、信頼できる人や居場所を見つけ、自由に気持ちを伝え、 他者の権利を尊重しながら、主体的に社会づくりに参画できるようにする

- すべての子どもへの支援が、年齢や一人ひとりの状況に応じて 切れ目なく行われること
- 社会全体で連携・協力すること

国、県、市町、保護者、学校等、事業者、子どもや子育てを支援する団体、 県民が相互に連携・協力する

# みんなの責任と役割

基本理念に基づき、 それぞれが果たすべき役割を 定めています。



# 子として

### 学校等

子どもの年齢や発達段階に応じた支援や、意見を表明できる環境の整備、社会的活動への参画の促進、安心して楽しく過ごせる環境づくりを行います。

### 滋賀県

子どもの権利を守ることを旨として子ども施策を総合的に策定・実施します。国・市町など関係者との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携・協力します。

### 保護者

子どもが心身ともに健やかに 安心して成長することができる よう育みます。



# **県民**

子どもの権利に対する 関心と理解を深めます。 それぞれの立場で、 子どもの権利が守られる 社会づくりに努めます。

## 事業者

雇用する子どもの健康と福祉 の確保への配慮や、雇用する 労働者の職業生活と家庭生活 の充実を図るための雇用環境 の整備に努めます。

子どもの権利が守られる社会を実現するには、 一人ひとりがそれぞれの役割を自覚し、互いに協力しながら 責任をもって行動していくことが必要です。

3

# 子どもの意見の尊重

社会全体で、子どもの意見を聴き、 その意見を尊重することが大切です。



#### 子どもから意見を聴くときの留意事項

- 子どもにとって十分でわかりやすい情報を提供すること
- 意見の表明を強要しないこと
- 表明された子どもの意見を尊重すること
- 意見を聴く内容が子ども自身に関連する内容 であることを説明すること
- 子どもが意見を表明しやすい環境をつくること
- すべての子どもに意見を表明するための 均等な機会を提供すること
- 子どもの意見表明を効果的に促進するために
- 子どもが安全に意見を表明することができるよう、 匿名性の確保など必要な措置をとること
- (9) 子どもの意見に対して、適切な応答をすること

#### 子どもたちの実際の声

頭ごなしに否定せず、どんな意見も尊重してほしい。

馬鹿にしたり、冷やかしたりしないでほしい。

秘密を守ってくれると、安心して自分の意見を言ってみようと思える。

- おとなは、子どもの意思をくみ取って意見の形成を支援し、必要に応じて子どもの意見を 代弁することも大切です。
- 滋賀県は、子ども施策の策定・実施・評価において、子どもの意見を反映させるための措置を講じます。
- おとなには、子どもの立場に立ち、子どもの意見にしっかりと 耳を傾け、適切に応えていく責任があります。 子どもが安心して意見を言える環境を、共につくっていきましょう。



子どもが悩みや不安を抱えて困っているときに、 いつでも相談できる体制を整えています。

子どもの権利侵害に関する事案で、相談窓口での 解決が難しい場合は、「滋賀県子どもの権利委員会」 (子どもの権利侵害を救済するための公平・中立な第三者機関) に申し立てることができます。

お気軽に ご相談ください



どんな悩みでも、相談員が気持ちに寄り添いながら、 お話を丁寧に聴き、一緒に考えます。

### 滋賀県子どもの権利委員会

学識経験者や弁護士など、専門的な知識をもつ5名の委員が

- ✓ 子どもの思いに寄り添った解決方法を検討する
- ✓ 解決に向けて、関係者への調査や調整を行う
- ✓ 必要に応じて、子どもの気持ちや意見を関係者に伝える など、事案の解決に向けて活動します。

#### 他にも・・・

- ・子どもの権利侵害に関して、必要に応じて滋賀県に意見を述べます。
- ・滋賀県が行う子どもの権利の周知啓発活動に協力します。





子どもはかけがえのない存在です。

子どものもつ可能性が限りなく広がるように、社会全体で子どもの権利を守っていきましょう。 子どもにとって何が一番よいかを考え、子どもが健やかに安心して成長できる社会を、 共につくっていきましょう。

### 子どもの相談窓口

## 子どもの声に耳を傾け、 寄り添うことが大切です。



子どもが困っていたり、悩んでいたりするときに、 安心して相談できる窓口があります。 必要に応じて、子ども本人や、身近なおとなの方に伝えてあげてください。 また、おとなの方からの「子どもに関するご相談」も受け付けていますので、 どうぞお気軽にご利用ください。

#### 相談窓口

24時間子供SOSダイヤル 電話相談

毎日・24時間

**©** 0120-0-7831

9時~21時(12/29~1/3除く)の間に県内から電話をかけると、 「こころんだいやる」につながります。

こころんだいやる 電話相談

毎日(12/29~1/3除く)・9時~21時

**©** 077-524-2030

LINE相談

こころのサポートしが 毎日・16時~24時

右の二次元コードからLINEの 友だち追加をすると、相談できます。



●「もしや虐待では・・・?」と思ったら

児童相談所虐待対応ダイヤル 電話相談

毎日・24時間

189番にかけると、最寄りの児童相談所につながります。

虐待ホットライン 電話相談

毎日・24時間

**©** 077-562-8996

令和7年10月発行 発行 滋賀県子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-3565 FAX 077-528-4854